

市・都民税(住民税)を個人で納付する方に、平成28年度の市・都民税納税通知書を6月8日に発送します。給与天引きの方には、勤務先へ既に発送しました。

納税通知書Q&A

Q 2月に昭島市に引っ越してきました。以前住んでいた市から納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市区町村で課税されます。今年1月2日以降に市外から転入した場合、28年度の住民税は昭島市では課税されません。以前住んでいた市などから納税通知書が送られますので、その自治体の支払い方法に従って納付をお願いします。

Q 給与から天引きされているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 給与以外の所得を確定申告、または、住民税申告していませんか。給与以外の所得にかかる住民税は、納税通知書での納付となっているためです。全額

を給与天引きで納付したい方は、市役所市民税係へ連絡してください。

Q 3月に退職し、退職金から住民税を天引きされました。3月分の給与からも住民税がいつもより多く引かれました。更に今年度の納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 27年度の住民税は26年1月～12月の所得を基に計算し、27年6月～28年5月の12回に分けて給与天引きされています。しかし、3月に退職した場合は、28年4月・5月に天引きできないため、3月分の給与から一括して天引きしました。それとは別に退職金から天引きされたものは、退職金そのものにかかる住民税です。なお、今回届いた納税通知書は、退職前の給与所得(27年1月～12月)を基にした28年度の住民税ですので、納付をお願いします。

Q 確定申告書や源泉徴収票の控除額と納税通知書の控除額が違うのはなぜですか。

A 住民税における所得控除の金額は、地方税法で規定さ

れています。地域社会の会費として住民に負担を求めるといふ趣旨から、社会保険料等控除を除き、所得税の所得控除より低い額となっています。

Q 昨年65歳になり公的年金等を受けていますが、昨年と今年の納め方が違うのはなぜですか。

A 公的年金等を受けている65歳以上の方の住民税は、公的年金等から天引きされます。昨年度中に65歳になった方は、今年度の住民税の第1期(6月)・第2期(8月)を納付書で納めていただき、第3期以降の残りの税額を3等分にして10月以降に支給される公的年金等から天引きされます。☆詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の課税・非課税証明書を発行

6月8日以降、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンターで発行します。郵送での請求もできます。

市・都民税の申告がない場合は、証明書を発行できません。☆詳しくは、市民税係へ。

消防団のポンプ操法審査会を実施

災害に備えて消防団が行っている訓練のうち、ポンプ操法は、消防ポンプ車で消火活動を行う際の基本となるものです。日頃の訓練の成果をご覧ください(申込不要)。

◇日時 6月26日(日)の午前8時20分～午後1時(予定)

◇場所 環境コミュニケーションセンター

※車での来場はご遠慮ください。

☆詳しくは、防災課へ。



災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定を締結

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会立川支部と協定を締結しました。これは、震災や火災などが原因で自宅に住めなくなった方を対象に、民間住宅についての情報を無償で提供するとともに、仲介を無報酬で行うものです。

協定の内容について詳しくは、市ホームページに掲載しています。

☆詳しくは、防災課へ。

化学物質を取り扱う事業者の方へ

揮発性有機化合物(VOC)は塗料などから揮発して発生するもので、大気中で太陽光線を受けると光化学スモッグや浮遊粒子状物質の原因のひとつとなります。夏季は気温が高いため、特にVOCが発生しやすくなります。

VOCの排出を削減するため、東京都VOC対策アドバイザー派遣制度をご利用ください。専門知識と経験を有するアドバイザーが工場を訪問し、VOC排出対策の助言を無料で行います。

☆詳しくは、環境保全係へ。